

埋蔵文化財について

埋蔵文化財とは、私たちの生活している地下に潜む文化財（遺跡）になります。遺跡のうち、移動ができない「城跡」「古墳」「住居跡」を遺構と呼び「埴輪」「装飾品」「土器」「石器」など移動ができるものを遺物と呼びます。

過去に遺跡が確認されている場所は文化財保護法で「周知の埋蔵文化財包蔵地」として指定されています。指定されると開発行為に制限が課せられます。場合によっては、家の建て替えなどでも指定地域では発掘調査が必要になります。足立区では1.0m～1.5m程度の地下に遺跡があるそうです。調査には、試掘調査と本調査があり、試掘調査の結果により本調査をするかの判断が行われます。

東京都の場合「工事前に発掘調査を指導」「工事の立会い」「慎重工事」「試掘調査」「確認調査（予備調査）」の5種類があります。

足立区に届け出をし、東京都の教育委員会が判断します。

埋蔵文化財の調査は、教育員会等の指導の下、重機等は使用せずスコップやハケ等で慎重に手作業で行われるため相当な期間を要します。公共事業で発掘調査をした場合、2年程度工事が止まる事もあります。そこで発掘された遺跡によって記録保存、現状保存等の判断が下されます。

出土した遺物は警察で遺失物として取り扱われ、一定期間後戻ってきますが、都や区の教育委員会などが引き取ります。

足立区の埋蔵文化財包蔵地ですが、番号で約25地区の指定がありますが、環七を挟んで南側は3地区しか指定がなく、ほとんどが環七より北側になります。

南側には、江戸幕府時代の問屋場・貫目改所跡（東京芸術センター前の広場）、河川敷の「都民ゴルフ場遺跡（集落跡）」、本木には中曽根城址と名の付く遺跡があります。

埋蔵文化財包蔵地のほとんどは、公共及び民間を含めた工事などで発見され指定されます。環七より南側は従前から住居なども多く存在し、開発行為が少なかったことから指定場所が少ないと考えられます。指定場所のエリアとして舎人、入谷、東伊興、保木間、花畑というような昭和の時代から現在まで開発されてきた場所に指定場所のほとんどが存在します。

遺跡の時代は多岐にわたり、縄文、弥生、古墳、奈良、平安、近世まで様々な時代の遺跡が存在します。

土地を購入する場合、用途地域や建ぺい率などは調査しますが、埋蔵文化財包蔵地などほとんど気にする方はいないと思います。

工事の90日以内に足立区を通して、東京都の教育委員会への届け出が必要になります。

工事の内容により、前述した教育委員会の指導で5種類のどれかの対応が行われます。

各自治体で埋蔵文化財の場所を閲覧できますし、ネットでも大まかな位置は公表していますので自宅の立地が対象かどうか確認してみたいかでしょうか。

【東京都のシステム】

